**令和5年度　第２回大阪府青少年健全育成審議会　　議事概要**

* 日　時　　令和5年11月28日（火）15時から16時30分まで
* 場　所　　日本赤十字社大阪府支部（大阪赤十字会館）　４階401号室
* 出席者　　伊藤委員、岡沢委員、加治木委員、木村委員、小池委員、佐古委員、曽我部委員、
　　　　　辻元委員、角田委員、豊田委員、橋本委員、八山委員、前田委員、山木委員、
　　　　　 山田委員、吉田委員、𠮷野委員（五十音順）

■内容

【事務局】

ただいまから、令和５年度第２回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本会議は、こちらの会場と、オンラインでのハイブリッドで開催しておりますので、ご協力・ご理解のほど、よろしくお願いいたします。なお、本会議の議事について記録作成のため録音させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、大阪府福祉部子ども家庭局長からごあいさつを申し上げます。

【局長】

　大阪府福祉部子ども家庭局長でございます。

　本日は、遠方からお越しいただきました委員の方々をはじめ、委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、青少年を性被害から守るという観点から刑法が一部改正されたことを踏まえ、大阪府青少年健全育成条例の改正について、特別部会からのご提言をいただく予定でございます。

特別部会においては、部会長をはじめ各委員の皆さまに、２回にわたり、活発な議論を行っていただきました。部会長さま、後ほど、ご説明よろしくお願い申し上げます。

　本日は、審議会の委員の皆様におきましても、特別部会の提言を元に様々なご意見を頂戴できれば幸いですので、運営に御協力のほど、よろしくお願いします。それでは、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本審議会委員の総数は24名で、本日、ご出席の委員は17名（会場13名、オンライン４名）でございますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

本審議会については、平成２３年６月２８日の審議会での決定どおり、基本的には公開とし、審議事項に個人情報等を扱う場合については、非公開とします。

本日の資料については、受付で配布した配席図、そして封筒の中に、次第、そして次第の「配布資料」に記載の資料１、２、参考資料１、２、３、４、５を配付いたしております。

資料に不足等がございましたら、お申し出くださいますようお願いいたします。

本日ご出席の委員の皆様のご紹介は、時間の都合上、お手元にお配りしております参考資料１の委員名簿及び配席図で代えさせていただきます。

それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。この後の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

会長よろしくお願いいたします。

【会長】

皆様今日はご出席ご苦労様でございます。

皆様のご協力をいただきながら、本審議会を運営して行きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では早速ですが、次第（１）特別部会からの報告「刑法改正等に伴う大阪府青少年健全育成条例の改正について」でございます。
　こちらにつきましては８月の第１回審議会において、刑法改正による大阪府青少年健全育成条例の改正について、専門的な立場から集中的に議論を深める必要があることから、大阪府青少年健全育成審議会規則第６条第2項に基づき、特別部会の設置をしております。
　本日は特別部会における審議の結果を報告いただき、その報告書を基に当審議会としての提言を作成したいと思います。
　では、事務局と部会長から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】
はい。まず特別部会の開催概要についてご説明いたします。

〇資料２　P15～16　特別部会の委員の紹介、開催日程の報告

特別部会の報告内容については部会長よりご説明いたします。

【部会長】

〇資料１刑法改正等に伴う大阪府青少年健全育成条例の改正について【概要版】について説明

〇資料２刑法改正等に伴う大阪府青少年健全育成条例の改正についてについて説明

〇参考資料４【新旧対照表】大阪府青少年健全育成条例改正案について説明

【会長】

ありがとうございました。

法律の専門知識の理解を部会でも重ねました。部会長には大変お世話になりました。

すぐに全部吸収できないこともあるかもしれませんが、部会長より簡潔に分かりやすいご説明がありましたので、概要はご理解いただいたと思います。

まずは、刑法が改正されたことに伴い、条例との整合性を図る為に条例を改正しようということです。

次に、大きく3つの点について部会長からお話がありました。その中でも部会長は、特に改正の理由が明確なものから説明してくださいました。
　１つ目は資料１の〇の２つ目、「不同意わいせつ」及び「不同意性交等」の成立要件の明確化・具体化及び罪名の改正です。刑法で罪名が改正されましたので、大阪府の条例13条でも罪名を改正するということです。

これについてご意見・異議はございますか。

【委員】

（異議なし）

【会長】

はい。ここに関しては刑法に大阪府青少年健全育成条例の罪名も合わせるということですね。

2つ目は、性交同意年齢の引上げについてです。刑法改正で、性交同意年齢が13歳未満から16歳未満へ引き上げられたので、大阪府の条例も青少年を守るという趣旨から考えて16歳未満へ引き上げるということでございます。

この、２点目についてはいかがでしょうか。

【委員】

（異議なし）

【会長】

ありがとうございます。

それでは、３点目は面会要求等罪の新設についてです。刑法では面会要求等罪が新設されましたが、これが大阪府の条例と一部被る部分がある。どういうことかといいますと、改正刑法の方が、児童ポルノ法を参考にした大阪府の現行の条例よりも規制対象の範囲（性的姿態・年齢）が広いわけであります。つまり、刑法に合わせて規制対象を広げるか、現行のままでいくか、という審議です。青少年を守るという観点から言いますと、規制対象（年齢）は広い方が、より多くの青少年が守れるということですね。

委員よりご意見を伺いたいと思います。

【委員】

42条の２の件ですが、まず、特別部会でも発言させていただいたのですが、この42条の2、いわゆる自画撮り要求の条文を大阪府青少年健全育成条例に新設をした際に、自画撮りの対象とするものを児童ポルノ法に合わせたという経緯がありました。ただ、今回は児童ポルノ法と刑法と比べた時に、刑法の方がやや対象範囲広いという状態です。
　その刑法においてやや広くなっている対象範囲の部分を積極的に条例から外したというわけではなく、刑法が広く捉えたということであれば、大阪府の条例も刑法と同じ広い規制対象にする方がいいのではないか、というのが私の意見です。

ただ、こちらの資料１にあるように、意見を述べた段階で立法事実となるような事があるのかというところについて、疑問があるという部分については、理解するところがありますので、今後、この規制対象範囲を広げるか否かについて、必要性を見極めるために継続的に注視する、ということがせめて必要であろうと考えております。

【会長】
はい、ありがとうございました。

私も、モヤモヤが残るな、ということは特別部会にて申し上げました。

改めて…になりますが、刑法の方が、規制対象が広いというのが今回の論点でございます。

ただ、立法事実がないこと、法務省の見解が出てない状態であること等から、今後は注視をしていくべきであるが、今すぐ「改正」というのは時期尚早という結論でした。

今までの論点について、委員からなにか意見はございますか。

【委員】

（意見なし）

【事務局】

この42条の２の「性的な部位（性器等以外）を触る行為に係る姿態で、わいせつなもの」部分についてはとても悩ましかったのですが、現段階では16歳17歳と年齢を引き上げて規制の対象とするというのは、立法事実や国の解釈がはっきり積みあがっていないために、改正については慎重に進めるに至りました。また、条例改正の状況に関して全国照会もいたしましたが、今回の刑法改正に係る自画撮りについて、規制対象範囲を広げるという都道府県はございませんでした。

どちらの都道府県でも国の解釈や裁判の積み上げ等を踏まえ検討して行く必要があると思っておりますので、今後も府警と連携しながら注視していきたいと思います。また、必要な立法事実ができた段階で改めて審議会等に諮らせていただきたいと思います。

【会長】

今の事務局の発言を踏まえ、改めてご意見等はございますか。

部会長からご説明がありました資料１の〇３つ目の形式的な改正についてもご異論ないということでよろしいでしょうか。

【委員】

（異議なし）

【会長】

ありがとうございます。また、先ほど部会長より参考資料４を用いて文言の形式的な改正についてもご説明がありましたが、そちらについても異議なしということでよろしいでしょうか。

【委員】

（異議なし）

【会長】

では、特段ご意見が出ませんでしたので、特別部会から提出していただいた提言書の方向性で本審議会の結論としたいと思います。ご異論ございませんでしょうか。

【委員】

（異議なし）

【会長】

事務局から何かございますか。

【事務局】

ご審議ありがとうございました。１点補足させていただきます。今回、審議会での結論をまとめていただきましたので、この内容を検討させていただいた後、庁内での法規チェック、パブリックコメントを経て2月議会に本条例を提出させていただきます。

その他、事務局からの情報提供がございます。参考資料５をご覧ください。

令和３年度の本審議会において、会長から青少年をめぐる新たな課題である「ヤングケアラー」についても、審議会においても注視していく必要があるとご意見をいただいておりまして、審議会開催時には、大阪府のヤングケアラー支援に関する取組みをご報告することとしております。

お手元の資料は大阪府庁の関係各課において実施しているヤングケアラー支援に関する取組みをまとめたものでございます。

〇参考資料５　【ヤングケアラー支援】大阪府の主な取組の状況（令和４年度及び令和５年度）について説明

【会長】

ありがとうございました。ヤングケアラー支援の取組みについてご説明いただきましたが、これについて、ご質問あるいはご意見がある方はご発言をお願いします。またそれぞれの立場から、行っている取組みの紹介でも結構です。

【会長】

大阪府がヤングケアラー支援の取組みを様々されているのはわかりました。一つ気になるのは、このような取組みの結果として、実際にヤングケアラーの子どもたちは楽になっているのか、助けられている児童生徒が増えているのかという部分はお分かりになりますでしょうか。

【事務局】

はい。ヤングケアラーについては、昨年度からの３年間を集中取組み期間として、重点的に取組みを進めているところでございます。

ヤングケアラーご本人の抱えている背景は多岐に渡っており、当事者への支援の効果を数値的にお出しするというのは難しいのですが、府立学校にて行われたアンケートによりますと、「ヤングケアラー」の認知度は年々増加しております。

取組として数値的にお示しするのは難しいのですが、まずは重点期間の中で取組みを進めていきますとともに、国の動きにも注視しながら、末永い支援を行いたいと考えております。

【委員】

はい。中学校へもSSWの配置が拡充している点について、素晴らしい取組みであると感じております。

ただ、府立学校にも各校にヤングケアラーの対象となる子がいますので、SSWの全校配置とまではいかなくとも、今以上に拡充を望む、というのが現場の率直な意見でございます。

あと、SSWから福祉的な手段の助言をいただき、教職員が実際に動いているというのが多くの学校の実態ですが、中にはSSWが積極的に家庭訪問等に動いてくれたことで教員の働き方改革や負担軽減に大いに繋がっているという話もあり、現場としては大変ありがたいと感じています。

【事務局】

ありがとうございました。ただいま、府立学校の現状をお聞かせいただきました。そのほかございますか。

【委員】

参考資料に、ヤングケアラーについて早期発見・把握と記載いただいており、そのために府立高校生に対して令和３年度から調査を行っているとしているが、それは「意識調査」なのでしょうか。それとも「ヤングケアラーを発見するための調査」なのでしょうか。

また、調査でヤングケアラーに該当する生徒を「発見」した場合は、発見→把握→支援、という流れがシステムとして整っているか、併せてお伺いしたい。

【事務局】

　はい。こちらの府立高校生向けのアンケート調査ですが、教育庁が実施しているものでございまして、全府立高校生を対象にしております。アンケートの内容としては、日ごろからお世話をしている方がいるか、どういった内容をどれくらいの頻度でお世話を行っているか等をアンケートで調査しております。

こちらの結果については、大阪府のホームページで公表しております。また、調査を通して得られた情報を、現場で支援に繋げていると聞いておりますので、早期発見・早期支援という取組みがなされているものと認識しております。

【会長】

はい、ありがとうございます。他、どなたかいらっしゃいますか。

【委員】

はい。質問ですが、SSWの拡充とSSWSVを令和４年に新設、とありますが、どのような違いがあるのか。またどのような場合に設置できるのか教えていただきたい。

【事務局】

はい。先ほど委員よりご指摘があった通り、SSWについては、特に課題が多い学校から重点的に配置をしております。SSWSVについては、SSWの指導・助言を行うとともにSSW未配置校の巡回をされていると伺っております。

【会長】

はい。ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

【委員】

（質問なし）

【委員】

ありがとうございました。それではヤングケアラーについての議論は以上といたします。様々な議論ができましたので、事務局の方で取りまとめていただきたいと思います。それでは進行を事務局へお返しいたします。

【事務局】

会長、長時間にわたりまして議事を進行頂き、ありがとうございました。また、委員の皆様、ご審議ありがとうございました。